平成２３年（フ）第１３２９０号
東京都板橋区赤塚新町３丁目20―３―202
債務者　上條　正二
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３００号
東京都葛飾区鎌倉２丁目10―15―303
債務者　堀場　大輔
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３１０号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目11―２―205
債務者　入江　昌哲
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３１１号
東京都練馬区旭町１丁目34―６―203
債務者　豊崎　政美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３１２号
埼玉県川口市大字安行領根岸3281―２―101
債務者　及川　智行
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３１３号
東京都世田谷区下馬３丁目39―９―105
債務者　菊池　徳子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３１４号
東京都足立区栗原２丁目６―16―104
債務者　戸塚カツ子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３２０号
千葉県柏市豊四季141―61―409
債務者　安井　智明
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３２１号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目23―６―202
債務者　谷口　政義
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３２２号
東京都足立区西新井６丁目22―７　石鍋荘８号室
債務者　植田きみゑ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３２７号
東京都江東区枝川３丁目９―10―1410
債務者　深井恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３２８号
東京都葛飾区東堀切２丁目25―15　ヴィルフォーレ21―405
債務者　蓮實　　薫
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３３８号
東京都新宿区新宿４丁目４―21
債務者　山崎　卓也
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３３９号
神奈川県横浜市港北区師岡町93―201
債務者　平野　孝幸
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３４３号
千葉県四街道市物井1537―７―201
債務者　榎園　隆洋
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３４７号
東京都江東区大島８丁目36―２―301
債務者　関　　由美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部